

平成28年6月20日
周南社協要綱第107号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、周南市における地域福祉活動を、計画的、効果的に推進するために、周南市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 周南市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の評価に関すること。
- (2) 活動計画の策定に関すること。
- (3) その他、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名程度をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 当事者団体関係者
- (5) ボランティア・NPO団体関係者
- (6) 一般公募による者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から活動計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにはその職務を代理する。

(運営)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会業務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日より施行する。